

第4回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和5年4月28日(金)	午前10時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員、2 山元委員、3 祐本委員、4 宮崎委員、5 渡橋委員 6 赤坂委員、7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員、建山推進委員、半田推進委員、西原推進委員、 沖野推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 西野推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、山本推進委員、 佐伯推進委員	
4	説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第21号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第22号 農用地利用配分計画原案の協議について</p> <p>議案第23号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第24号 竹原市農業委員会の令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価並びに令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画 の作成について</p> <p>議案第25号 竹原市農地賃借料情報の提供について</p> <p>議案第26号 竹原市農地法事務処理ガイドラインの変更について</p> <p>報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第4回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番山元委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に農地法の改正があったようですので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><下限面積撤廃及び3年3作要件撤廃等について説明></p>
議 長	<p>それでは、日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、田万里町字前河原1272番2、1276番1、1276番3、1322番1、1323番2の計5筆、地目は田が2筆、畑が3筆、面積は計833㎡です。</p> <p>2番の申請地は、田万里町字前河原1320番1の1筆、地目は田が1筆、面積は504㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は柿を作付けする予定です。</p> <p>令和5年度から農地法の改正が行われ、下限面積が撤廃されたため、取得後の農地面積が2,000㎡以下でも所有権移転が可能となりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。</p>
建山 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから南東へ約250m付近にあります。現地確認時、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、塩町四丁目1646番3の1筆、地目は畑、面積は計137㎡です。</p> <p>申請の事由は、自家用一般野菜の栽培を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原西地域交流センターから南東へ約450m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、新庄町字蕨山1391番の1筆、地目は田、面積は1,550㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、荘野地域交流センターから南東へ約350m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番と3番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町字上新開 3600 番 7（仮換地 32 街区 3-7 画地） の1筆、地目は田、面積は 157 m ² （換地後の面積は 150.44 m ² ）です。 3番の申請地は、竹原町字上新開 3600 番 8（仮換地 32 街区 3-8 画地） の1筆、地目は田、面積は 157 m ² （換地後の面積は 153.19 m ² ）です。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、 農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 自己住宅、駐車場及び進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転す るものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地 です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 700m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第21号「農地利用集積計画の決定について」 を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 5,714 m ² 、 対象人員は、貸し手が2人、借り手が2団体です。 内容につきましては、参考資料5ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和5年5月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第4、議案第22号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 本議案は、令和5年4月20日付けで、竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。 今回配分計画の協議があった案件の面積は計4,423㎡、対象人員は、貸し手が1団体、借り手が1団体です。 内容につきましては、参考資料6ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第22号「農用地利用配分計画原案の協議について」は異議がない旨、竹原市長に回答するよう決定いたします。 次に日程第5、議案第23号「事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の7～10ページをご覧ください。 1番の申請地は、東野町字下青田1798番、1801番、1802番1、1845、1868の計5筆、地目はいずれも田、面積は計5,206㎡です。 令和3年5月26日付指令竹農委第5-3-15号及び第5-3-16号で許可を受けた土地について、太陽光パネルを性能が良いものに変更したため、枚数が1,228枚から716枚に変更し、それに伴い配置計画を変更するとともに、令和4年10月31日付指令竹農委第5変-4-14号にて工事期間を令和4年2月28日から令和5年5月31日までに延期したものの、資材の納期遅れに伴い、更に令和5年8月31日までに変更するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第6、議案第24号「竹原市農業委員会の令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の別紙1・2をご覧ください。 詳細については、職員より説明いたします。 《職員から説明》 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。議案第24号「竹原市農業委員会の令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和5年度最適化活動の目標設定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第7、議案第25号「竹原市農地賃借料情報の提供について」事務局の説明をお願いします。
事務局	議案の7ページ、参考資料の11ページをご覧ください。 平成21年12月施行の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、それにかわり地域における賃借料の目安となるよう、改正農地法第52条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。 情報の提供にあたっては、農地法運用通知第5において、提供する区分の決定等について、形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされており、農業委員会のホームページ等の広報媒体を活用し、広く公表することとされているため、農業委員会のホームページにおいて公表するものです。 令和4年1月から12月までに公告された賃貸借における10a当たりの賃借料の平均を示しています。金額は、算出結果の十の位を四捨五入して100円単位で示しています。

	この賃借料情報は、実勢の集計値を参考として提供するものであり、本市ではサンプル数も少ないため、実際の賃借にあたっては、当事者間で協議を行うことが必要です。事務局の説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたします。 次に日程第8、議案第26号「農地法関係事務処理ガイドラインの変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ、別紙「農地法関係事務処理ガイドライン」及び「第2部 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について」をご覧ください。 詳しくは職員から説明をいたします。 《農地法事務処理ガイドラインについて説明》 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を原案のとおり決定いたします。 次に日程第9、報告第6号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ、参考資料の12～14ページをご覧ください。 令和5年4月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は5件、筆数は田14筆、畑21筆の計35筆、 面積は計9,518.35㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の12～14ページをご確認ください。 説明は以上です。

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
	<p>(一般報告や協議事項等)</p> <p><令和3年度及び令和4年度の委員報酬からの積立金について会計報告等説明></p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和5年第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子